

特定農業用ため池の指定解除について（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の解除の年月日
主馬殿	小千谷市 真人町字主馬殿甲2352-子	令和8年3月30日
中尾	上越市 名立区名立大町下中尾3053、3054-1他	令和8年3月30日
上ノ山	上越市 名立区赤野俣土ノ山1290	令和8年3月30日
中村	上越市 安塚区本郷	令和8年3月30日
古溜	妙高市 大字上堀之内	令和8年3月30日